

定 款

第1章 総 則

（商号）

第1条 当社は、株式会社コミュニティエフエムはまなすと称する。

（目的）

第2条 当社は、次の業を営むことを目的とする。

- （1）ラジオ放送業務（ラジオ放送施設を利用する報道、教育、教養、娯楽及び広告放送）
- （2）岩見沢市及び近隣市町村地域の音楽、芸能、祭、学芸、集会、各種販売会等の開催及び催事情報の提供
- （3）ラジオ放送番組の制作、並びに広告代理業
- （4）情報並びに通信に関するコンサルタント業務
- （5）ラジオ、放送用電気機器、コンピューター及びその周辺機器の販売
- （6）前記各号に附帯する一切の業務

（本店の所在地）

第3条 当社は、本店を北海道岩見沢市に置く。

（機関）

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- （1）取締役会
- （2）監査役

（公告をする方法）

第5条 当社の公告は、北海道札幌市において発行する北海道新聞に掲載してする。

第2章 株 式

（発行可能株式総数）

第6条 当社の発行可能株式総数は、1, 000株とする。

（株券の発行）

第7条 当社の株式については、株券を発行する。

（株券の種類）

第8条 当社の発行する株券は1株券、5株券、10株券及び20株券の4種類とする。

(株式の譲渡制限)

第9条 当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。

(株式の割当を受ける権利)

第10条 当会社は、当会社の株式及び新株予約権を引き受ける者の募集をする場合において、その募集事項及び会社法第202条第1項各号に掲げる事項を取締役会の決議によって定めることができる。

(株主名簿記載事項の記載又は記録の請求)

第11条 株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人が当会社所定の書式による請求書に署名又は記名捺印し、共同して請求しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、法務省令で定める場合には、株式取得者が単独で株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求することができる。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第12条 当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(株券の再発行)

第13条 株券の分割、併合、汚損等の事由により株券の再発行を請求するには、当会社所定の書式による請求書に署名又は記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。

2 株券の喪失によりその再発行を請求するには、当会社所定の書式による株券喪失登録申請書に署名又は記名押印し、これに必要書類を添えて提出しなければならない。

(手数料)

第14条 前3条に定める請求をするには、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(基準日)

第15条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主をもって、その事業年度の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。

2 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使すべき者を確定するため必要がある場合には、取締役会の決議により、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

(株主の住所等の届出)

第16条 当会社の株主は、当会社の所定の書式により、印鑑及び氏名・住所を当会社に届け出なければならない。

2 前項の場合、株主の法定代理人若しくは法人である株主の代表者は、当会社所定の書式により、株主の氏名・住所及び代理人・代表者の印鑑並びに氏名・住所を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じたときも、その事項につき同様とする。

3 質権も当会社に登録するときに、同様な手続をしなければならない。届出事項に変更を生じたときも、その事項につき、同様とする。

第3章 株主総会

(招集)

第17条 当会社の定時株主総会は、事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

2 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議により社長がこれを招集する。社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により他の取締役がこれを招集する。

(招集手続の省略)

第18条 株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議長)

第19条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決議の方法)

第20条 株主総会の普通決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使できる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

第4章 取締役、取締役会、代表取締役

(取締役の員数)

第21条 当会社の取締役は3名以上とする。

(取締役の選任の方法)

第22条 当会社の取締役は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

2 選任決議については、累積投票によらない。

（取締役の任期）

第23条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。

2 任期満了前に退任した取締役の補欠として、または増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

（取締役会）

第24条 当会社は取締役会を置くものとする。

2 取締役会は、社長がこれを招集し、その議長となる。社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

3 取締役会の招集通知は、会日の3日前に各取締役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

（役付取締役）

第25条 取締役会の決議をもって、取締役の中から、社長1名を選任し、必要に応じて、会長、副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選任することができる。

（代表取締役）

第26条 社長は、当会社を代表し、会社の業務を統轄する。

2 取締役会の決議をもって、社長以外に前条の役付取締役の中から会社を代表する取締役を定めることができる。

（報酬等）

第27条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

（取締役会の決議の省略）

第28条 当会社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、会社法第370条に定める要件を充たしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

第5章 監査役

（監査役の員数）

第29条 当会社の監査役は1名以上とする。

（監査役の選任の方法）

第30条 当会社の監査役は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

(監査役の任期)

第31条 監査役の任期は、就任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。

2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(報酬等)

第32条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第6章 計 算

(事業年度)

第33条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当)

第34条 剰余金の配当は、株主総会の決議をもって定める。配当金はその支払提供の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払業務を免れるものとする。

第7章 附 則

1. 本定款の施行日は、平成18年6月1日とする。